

都民等との協働による 動物との共生推進拠点の整備検討会 報告書（案）

令和4年12月
東京都福祉保健局

目次

I.	はじめに	2
II.	検討の視点と検討項目	3
III.	東京都の取組	4
IV.	他自治体・海外施設の整備事例	10
V.	検討報告	13
	1. 動物福祉に配慮した飼養管理	
	2. 関係者等との協働促進（動物愛護に関心がある層に向けた取組）	
	3. 都民に身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）	
	4. 新施設の整備と運営手法	
	5. その他	
VI.	おわりに	23
VII.	参考資料	24
	1. 設置要綱	
	2. 検討会委員等	
	3. 検討経過 他	

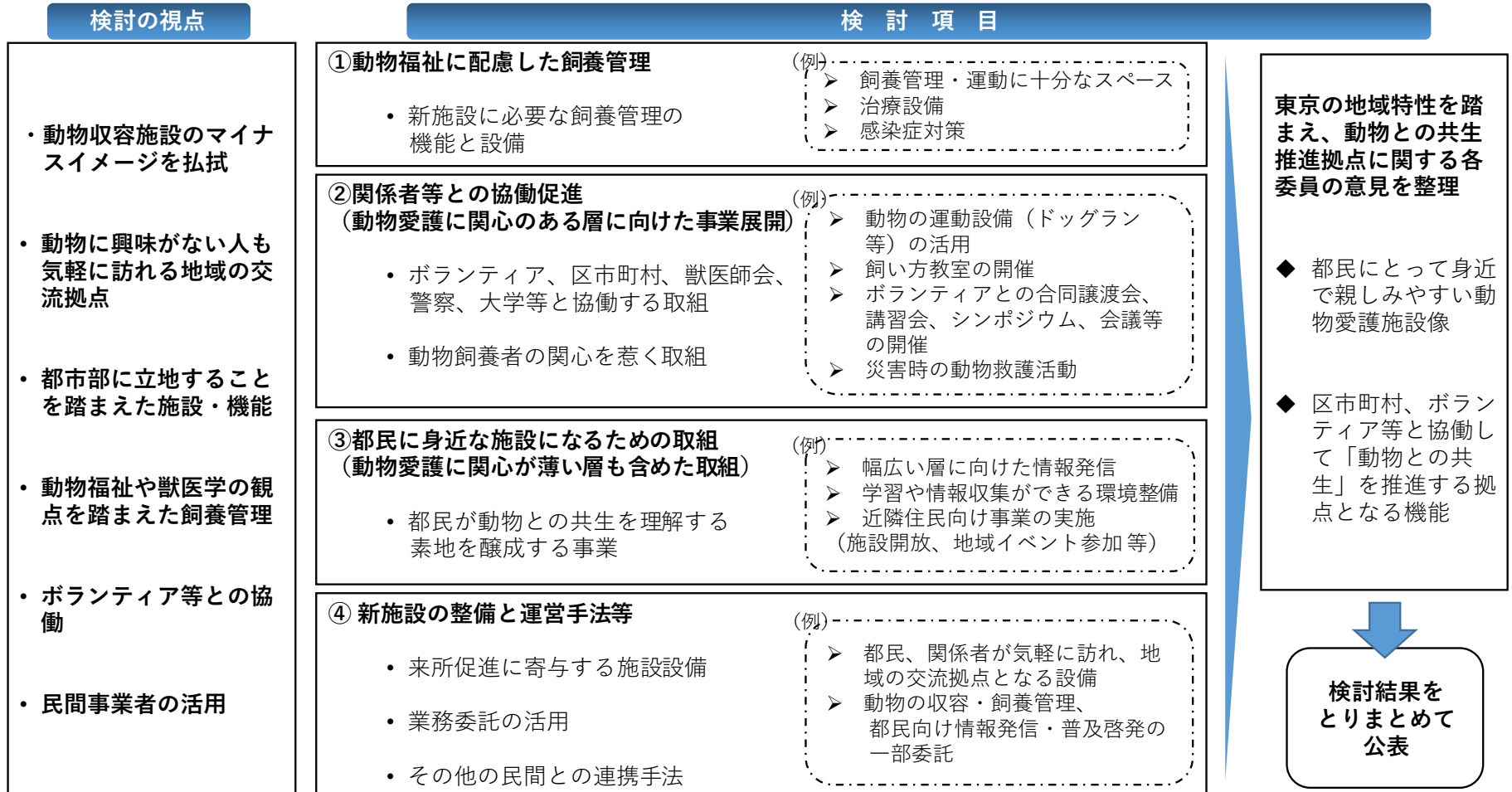
1. はじめに

- 動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、動物の飼い主等への普及啓発、相談対応、保護した動物の飼養管理・譲渡、動物取扱業の監視指導、動物由来感染症対策など、その専門性を生かした幅広い取組を実施しています。
- 都は、平成29年3月に「動物愛護相談センター整備基本構想」を策定し、これからのセンターに求められる役割や重点的な取組が必要な事項を整理するとともに、特に老朽化が進み、狭隘な本所は、早期に整備を行うこととしました。
- また、令和3年3月に改定した「東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）」においては、動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、業務の効率性についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすい施設としていくこととしています。
- 以上の経緯を踏まえ、令和4年8月、「都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会」を設置し、学識経験者や関係者により、動物愛護相談センターの機能強化に向け、その施設像及び機能について具体的に検討を行いました。今般、その結果をとりまとめましたので報告します。

II. 検討の視点及び検討項目

当検討会では、以下のとおり検討の視点及び検討項目を設定しました。

都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会における検討の視点と検討項目



III. 東京都の取組

① 動物愛護施策における関係者の役割

都民や事業者、ボランティア等の関係者が連携・協力して、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

東京都

- ・ 都内全域を見据えた普及啓発促進
- ・ 動物の保護管理（引取・収容、返還・譲渡等）
- ・ 動物由来感染症対策、災害時の動物救援等

区市町村

- ・ 飼い主への普及啓発
- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
- ・ 地域の実情を踏まえた飼い主のいない猫対策

都民

- ・ 飼い主の責務（適正飼養・終生飼養）
- ・ 命あるものである動物への適切な接し方

ボランティア団体

- ・ 動物愛護相談センターに収容された犬猫等の譲渡や、動物の飼養継続が困難な状況となった飼い主への助言指導等
- ・ 離乳前子猫や負傷動物の譲渡促進についても協力

動物愛護推進員




- ・ 地域における動物愛護活動の中心的な役割
- ・ 飼養に関する相談・助言、飼い主のいない猫対策への協力

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現


② 関係者との協働事例（ボランティア団体等）

協働事例	内 容
<p>登録譲渡団体と連携した動物の譲渡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターで収容した犬猫の譲渡は、登録譲渡団体等と連携して実施 ・約50団体が登録 ・団体の連絡先や譲渡会情報は「ワンニャンとうきょう」に掲載 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>登録譲渡団体向け講習会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>東京都動物情報サイト 「ワンニャンとうきょう」</p> </div> </div>
<p>離乳前子猫の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や衰弱状態でない離乳前子猫を、登録ボランティア（ミルクボランティア）の協力を得て育成し、譲渡に繋げる取組 ・センターからボランティアに対し、ミルク、哺乳瓶、消耗品等を提供 ・登録ボランティア数 約50名 ・年度平均約75頭を譲渡 <div style="text-align: right;">  </div>
<p>負傷動物の譲渡促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターに収容された負傷動物等の譲渡に協力する団体等に、保護具等の物資を供給して譲渡を促進 ・年度平均約30頭を譲渡

③ 関係者との協働事例（ボランティア団体等）

協働事例	内 容
トリミング	<ul style="list-style-type: none">・ 収容動物を清潔に保つとともに、シャンプーやブラッシングに慣れられることで、人との信頼関係の構築を図ることを目的として、トリミングボランティアをお願いしている。・ 月平均3回、各回1～5名のボランティアが参加 <div data-bbox="701 525 1099 821"></div> <div data-bbox="1232 525 1642 835"></div>
トレーニング	<ul style="list-style-type: none">・ 収容動物に対し、人との生活に適した状態とするために、しつけトレーナー等に来所してもらい、必要なトレーニングの実施をお願いしたり、改善策などに関するミーティングを実施することで、問題行動の改善に努めている。・ 2月に1回、各回1～2名のボランティアが参加 <div data-bbox="1329 953 1773 1306"></div>

④ 関係者との協働事例（獣医系大学、獣医師等）

協働事例	内 容
問題行動相談	<ul style="list-style-type: none">・センター職員からの動物の問題行動に関する相談に対し、獣医系大学から動物行動学の知見に基づき助言をもらう。・月2回程度実施
獣医療研修	<ul style="list-style-type: none">・収容動物の譲渡促進のため、センターに臨床獣医師を招いての不妊手術等の獣医療研修を実施している。・年1回程度実施 
インターンシップ	<ul style="list-style-type: none">・獣医大学生のインターンシップをセンターで受け入れて実習等を行っている。・年2回程度実施

⑤ 関係者との協働事例（動物愛護推進員等）

協働事例	内 容
イベント出展	<ul style="list-style-type: none">・ パネル展示、動物の飼い方相談、パンフレット配布等を行う。・ 動物愛護週間中央行事、世田谷区動物フェスティバル等 <div data-bbox="552 444 1108 805"></div> <div data-bbox="1244 444 1790 805"></div> <div data-bbox="832 815 1497 886" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">動物愛護週間中央行事</div>
動物教室	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校低学年を対象に、命の大切さや動物との接し方等を啓発している。・ 年間約30回実施 <p>※動物教室の実施は民間事業者に委託しており、令和4年度から、動物愛護推進員にも一部実施を依頼して行っている。</p> <div data-bbox="1367 965 1808 1292"></div>

⑥ 関係者との協働事例（東京都獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア等）

協働事例	内 容
<p>災害時対応</p>	<p>災害発生時、関係団体と協働して動物救援本部を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災東京都動物救援本部、三宅島噴火災害動物救援本部 ・東京都獣医師会：被災動物の救護及び応急処置等 ・ボランティア（動物愛護推進員等）：被災動物の保護管理 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="552 555 904 1043" style="text-align: center;"> <p>東日本大震災東京都動物救援本部 活動報告書</p> </div> <div data-bbox="971 555 1348 808" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1400 555 1744 808" style="text-align: center;"> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <p>○区市町村が設置する避難所での動物の飼育管理の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護推進員：避難所での適正飼養や動物由来感染症予防等への協力支援 <p>※都は動物愛護推進員向け講習会等を実施</p>

IV. 他自治体・海外施設の整備事例

1. 他自治体の事例

① 関係者等との協働促進（動物愛護に関心のある層に向けた事業展開）

<動物の譲渡>

- ◆ 適正に飼養又は譲渡ができるボランティア団体を登録し、収容した犬・猫を譲渡
- ◆ センター施設を活用し、登録団体による譲渡会を開催

<センター運営への協力>

① 収容動物の飼養管理

- ◆ 登録ボランティアがセンター業務に協力
譲渡ボランティア、グルーミングボランティア、啓発ボランティア
- ◆ 研修を修了し、審査を通過したボランティアが、センター業務を支援、協力
- ◆ 登録したボランティアスタッフと職員が協働して、センターにおける現場作業などを実施

② 施設見学、イベント実施等

- ◆ ボランティアによるセンター施設案内
- ◆ 動物の飼い方相談、しつけ教室
- ◆ ボランティア等と連携した動物愛護イベントの実施
動物愛護週間行事、動物愛護教室等

<地域における適正飼養の推進>

- ◆ 動物愛護推進員を委嘱し地域に根差した活動を実施
- ◆ 飼い主のいない猫対策の実施
(ボランティアや団体と連携した飼い主のいない猫の不妊去勢手術等)

<災害対策>

- ◆ ペットの災害対策の普及啓発
防災グッズの展示、各種講習会での講義
- ◆ 災害発生時に動物救護及び動物による危害防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、関係団体・機関と災害時動物救護活動に係る会議を開催
- ◆ 災害発生時に関係団体やボランティアと連携して被災動物の救護活動を実施
(センターを拠点とした被災動物の保護・収容・治療等)

<獣医師会との連携>

- ◆ 地元獣医師会による夜間動物救急センターの設置、運営

<大学との連携>

- ◆ 獣医系大学と事業連携に関する協定等を締結
人材育成、収容動物の不妊去勢手術等

<その他>

- ◆ 関係団体、ボランティア等を委員とした
人と動物との共生推進に関する協議会の設置

1. 他自治体の事例

② 身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）

<施設の見学等>

- ◆ 施設見学、パネル展示、インターンシップ等の実施
- ◆ 動物ふれあい教室、各種体験教室（動物飼育体験、獣医師体験、シャンプー・トリミング体験）

<イベント、セミナー等の実施>

- ◆ 市民向け動物愛護イベント、セミナー、出張講義等の開催
- ◆ 動物の命の大切さをテーマにした子供向け教室の開催
- ◆ 動物愛護週間行事の開催
イベント開催、小学生・中学生から動物愛護ポスター等を募集

<市民に向けたアプローチ>

- ◆ 市民交流、市民活動の場を提供
動物愛護をきっかけとした市民の自発的な活動を支援、交流の場としてセンター施設を活用
センター内に「市民活動コーナー」を設け、ボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を行っている団体に貸出し
- ◆ コンパニオンアニマル活動
- ◆ 施設愛称の公募

<情報発信等>

- ◆ ホームページ、SNSを活用した情報発信
- ◆ 同じ敷地内に他施設が設置されている立地を活用し、認知度を向上

③ 新施設の整備と運営手法等（来所促進、業務委託の活用、民間との連携手法）

<来所促進のための施設整備>

- ◆ 木材の使用等、施設建築コンセプトの工夫
- ◆ ドッグラン、多目的室、トリミングルームなど、ボランティアや来所者が活用できるスペースの創出

<運営手法の工夫等>

- ◆ 動物の飼養管理等の業務委託
- ◆ ドッグラン等の施設利用者へのボランティアによる案内

2. 海外施設の事例

親しみやすいイメージ の創出

- 施設名を柔らかい印象のものに変更
- “可愛い動物がいる楽しい場所”にイメージを転換
譲渡対象動物を可愛く見せる工夫等
- 広報の実施
車両に施設名を記載
排泄物処理袋の配布 など

身近な施設、 楽しい施設とする工夫

- ドッグランの開放
市民の憩いの場として機能
- しつけ方教室の開催
- 犬のトレーニングスペースの設置
- 近隣住民の来所を促すため週末に開館
- 周囲の環境と調和した施設設計

来訪のきっかけ作り

- 施設でイベント開催
- 動物病院を併設
診療費を安く設定
繁殖制限やワクチン接種等の
啓発の場として機能
- 動物霊園を併設

多様な主体と連携して運営

ボランティア
民間企業
獣医科大学
等

集客性の向上・地域との交流による理解促進

(たくさんの人々が訪れる開かれた施設、週末に家族が遊びに行く場所)

V. 検討報告

1. 動物福祉に配慮した飼養管理

<動物の健康管理>

- ◆ 保護・収容した動物が病気にならない飼養環境を確保することが必要。
 - 収容直後はできるだけ動物を移動させない。
 - 消毒等により衛生管理を徹底する。 など
- ◆ 効果的なワクチン接種を行う。
- ◆ 犬や猫を集団で飼養管理する動物保護施設ではシェルターメディスンに基づく管理を基本とするのが良い。



<施設設備>

- ◆ 収容動物の運動設備があることが望ましい。
- ◆ ドッグランは様々な場面で効果的な活用が可能な設備である。
- ◆ 動物の種特異的な行動が発揮できる環境を提供すると良い。
 - 隠れる場所が確保できるように、2つの区画を設けて飼養管理する。
 - 屋内だけでなく、屋外にも出ることのできる飼養管理とする。
- ◆ 計画段階の想定とは別の動物種の収容が増える可能性もあるため、新しい状況にも対応することができる施設設計が望ましい。

<海外施設の事例>

- ◆ 建物の窓に猫用のベランダを設け、猫が自ら外に出て日光や風に当たることのできる環境を実現している。
- ◆ 猫室の室内に階段を設け、屋上の猫用スペースに猫自身の意思で移動できる環境を実現している。



<その他>

- ◆ 動物保護施設は、適正な動物福祉の啓発の場となるべき。
- ◆ 施設の立地や環境を踏まえた上で、動物福祉を最大限向上するための工夫をするべき。
- ◆ 動物が予後不良の状態であれば、必要に応じて治療的な安楽死も考慮するべき。



2. 関係者との協働促進（動物愛護に関心がある層に向けた取組）

<動物愛護推進員、ボランティアとの協働>

- ◆ 動物愛護推進員が、都民向け講習会や子供向け動物教室の講師を務めるなど活躍の場を広げると良い。
- ◆ 子供たちが自由に来所して動物のことを学ぶ開かれた場所になってほしい。
- ◆ 施設に多目的ホールを設置して、ボランティア団体との合同譲渡会を開催したり、ボランティア団体が主催する譲渡会の会場として貸し出すと良い。
- ◆ 平時からボランティア同士が交流し、勉強し合う機会が生まれると良い。
- ◆ 施設が動物愛護の関係者が連携する拠点になれば、地域で生じる課題への対応力向上につながる。
- ◆ 災害時などにボランティア間を調整するコーディネーターの養成も必要。



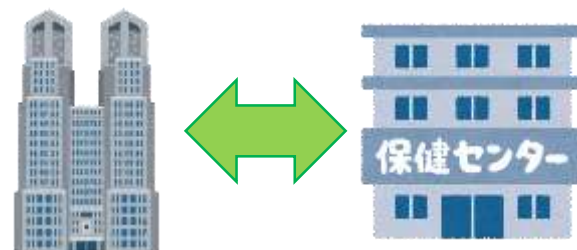
<海外施設の事例>

- ◆ 海外の施設は開かれており、ボランティアが活動しやすい。参加条件は年齢と最低限の活動時間のみで、都合が良いときに活動が可能。
- ◆ 施設内にボランティアの居場所、情報交換の場がある。職員もボランティアと交流しており、ボランティアの参加意識を高めている。
- ◆ ボランティアが収容された犬の散歩など行い、人に慣れて譲渡が進んでいる。
- ◆ 譲渡後に新しい飼い主が扱いに困らないように、しつけ教室を開催している。



< 関係機関との連携 >

- ◆ 都が担えないことは、積極的に区市町村、警察、民間団体、獣医科大学、獣医師会などと役割分担をすると良い。
- ◆ 行政は、民間団体と異なり毅然と対応すべき場面があるので、民間団体との協働に当たってはイニシアチブをとるべきである。
- ◆ 警察署に動物が保護されるケースもあるため、警察との協働を進めてもらいたい。
- ◆ 動物の多頭飼育崩壊や虐待事案など、飼養継続が困難となるケースでは、地域の対応力向上に向けて、社会福祉関係者（民生委員、ケースワーカー等）と協働すべき。
- ◆ 収容動物の飼養管理の向上や診療の支援等について、獣医系大学との連携を進めるべき。
- ◆ 関係機関との連携に当たっては、地域特性を踏まえた先進的な手法を生み出し、全国のモデルケースとなってほしい。
- ◆ 無責任な飼い主が罪悪感なく飼育放棄できる施設になってはいけない。飼い主モラルの向上と、多くの都民が訪れる楽しく開かれた施設にするという2点の両立がポイントとなる。この点について、協働する関係団体と認識を揃えることが必要。



< 民間企業の活用 >

- ◆ ペットショップに、新たに飼養する人向けのリーフレットなどの配布を依頼すると良い。
- ◆ 他自治体では、動物愛護センターの管理を広告代理店に委託し、効果的に情報発信を実現している事例があるため、このような分野の業種も“協働する関係者”と捉える視点があっても良い。

3. 都民に身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）

<動物愛護に関心が薄い層も含めた幅広い層に向けた取組>

- ◆ 学校への出張授業や校外学習、教職員向けの講座を行うと良い。動物愛護を強調し過ぎないスタンスで実施するのが効果的。
- ◆ 動物虐待など動物に起因する問題への対応は人の福祉や公衆衛生の向上につながるとの理解を広げる必要がある。
- ◆ “正しい”よりは一步引いて「楽しそう・ためになった」というイベントを開催する。
- ◆ 写真を撮るスペースの設置や、子供の動物関連職業体験の実施など、家族や友人同士で参加できる企画があると良い。
- ◆ 猫や犬の専門書店、夜間動物病院を併設すると人が集まる。
- ◆ 人気動物園の集客手法も参考にすると良い。



<動物の飼い主に向けた取組>

- ◆ 動物の飼い主が施設を訪れたときに、困り事を解決するヒントや、地元の専門家に関する情報を得られると良い。
- ◆ 家庭における飼養環境の参考となるモデルルーム等の展示をすると良い。
- ◆ ドッグランは、来所のリピートにつながる。ドッグランを活用して飼い主マナーの普及啓発を行うことで、飼っていない人に飼い主の取組を知ってもらうこともできる。
- ◆ 動物のトレーニングルームを設け、トレーナーから助言やトレーニングを受けられると良い。
- ◆ 犬猫を連れてくることができ、家庭での飼養法のヒントが得られるカフェを設置すれば人が集まる。



<災害への備えに関する取組>

- ◆ 動物との同行避難について公開講座を開催すると良い。町会や避難所開設者を対象にすると理解が進む。
- ◆ 備えの必要性をより浸透させるため、普及啓発にもっと“楽しめる”要素を付加すると良い。
- ◆ 飼い主と行政だけでなく、関わる各種ボランティアが参加する合同避難訓練を実施し、平時から関係者が顔見知りになる機会を作れると良い。



<施設を交流の場として活用>

- ◆ 動物愛護と関連のないイベント等にも施設を貸し出せば、動物愛護施設に関心が薄い層の理解を促進できる。
- ◆ 例えば、犬を飼っている人が入院する際に預け先が自然に見つかるような、動物飼養者の交流の場となれば良い。
- ◆ ドッグランを活用して飼い主マナーの普及啓発を行うことで、犬を飼っていない人に飼い主の取組を知ってもらうこともできる。
- ◆ 動物をこれから飼う人、飼い始めた人、失った人が集ってざっくばらんに情報交換できると、これから飼いたい人が飼う準備や心構えに気付く機会にできる。
- ◆ 体が不自由な人などに、その人に合った動物とのふれあい方や楽しみ方を案内する事業があっても良い。



<情報発信の手法>

- ◆ 最も効果的な情報発信手法は広告である。広報対象に応じて広告の種類を選定する必要がある。（リスティング広告、SNS広告、ニュースレター配信、口コミサイトやお出かけサイトへのイベント情報掲載、テレビCM、公共交通機関における広告掲載）
- ◆ イベント情報を動画配信すると、動画検索により多くの人の目に触れるので効果的。
- ◆ SNSの活用は、リツイートの誘導なども含めて作戦が必要。「職員さんと犬猫」をテーマにした動画など、視点を変えた切り口にすると注目度が上がるかもしれない。
- ◆ ストーリー性のあるアニメ作品を制作すると良い。

地域交流 イベント



<海外施設の取組>

- ◆ 子供をターゲットにしたイベントが充実している（動物について楽しく学べるもの、風船等を無料で配布するもの、動物の本の読み聞かせ等）。保護者も理解を深めることができる。
- ◆ 動物愛護とは関係のないイベントにブース出展する等、市民と接する機会を積極的に作ることで、市民にとって見慣れた存在となっている。
- ◆ 致死処分を行っている動物シェルターでも開放感があり明るく清潔で、行きやすい立地である。週末も開所しており訪れやすい。
- ◆ ホームページやSNSを使った情報配信に力を入れている。ウェブ専門の担当者や、それをサポートするボランティアが協力して動画等を作成している。

4. 新施設の整備と運営手法等

<身近な交流拠点となるための施設整備（都市デザインの観点から）>

- ◆ 敷地選定や施設のコンセプト作成は、まちづくりの視点を持って行うことが望ましい。
- ◆ 多くの人に利用される施設、愛される施設となるには立地が重要となる。
 - ・ 買い物等のついでに立ち寄ることができる場所
 - ・ 最寄り駅から徒歩で快適に行くことができる場所 など
- ◆ 機能とプログラム（運営方法）とデザイン（空間や施設）はそれぞれ関連し合う一体のものと捉えることが必要。



<施設を作るための望ましいプロセス>

- ◆ 施設設計を決定する前に、施設の活用イメージとして、駅からの街並みや周辺施設などのネットワークも含めたビジュアルを自由な発想で描くことが重要。
- ◆ 施設設計はデザインコンペやプロポーザルを活用して行うべき。公平性の確保、情報発信、条件の組み込みが可能など、メリットが大きい。
- ◆ デザインコンペ等の条件設定時に、動物愛護関係者が参加することで、施設を使用する側の経験や専門性を設計条件に反映することができる。



<望ましい施設・設備・運用>

- ◆ 様々な用途に使用できる広いホールを設け、イベントでの活用その他、災害や多頭飼育崩壊が発生した際の動物の一時保管施設に活用すると良い。
- ◆ 収容動物のエンリッチメントを充実させ、悲壮感なく展示性を高め、人々を呼ぶ環境づくりを行うと効果的である。
- ◆ 敷地内に給排水、電気等のインフラを整えて、災害発生時は駐車場等に仮設の収容設備を設置するなど、緊急収容に柔軟に対応できる余地を持たせてはどうか。
- ◆ 交通の便が良い場所に一時的な動物の保管施設を設けて、収容動物の返還場所とするなど、都市部の実情に応じた機能分散等も検討したらどうか。
- ◆ あらゆるニーズに応えようと過大な施設を想定するのではなく、関係者との連携に基づき、行政が担うべきことを確実に担うことができる規模とするのが良い。
- ◆ 海外の施設では、立地が良いだけでなく、明るく整然としている。また、寄附を行った人が、動物を飼養している部屋の名前を決めるなど、寄附したことを見えるようにする工夫がある。



5. その他

- ◆ 動物愛護に関する幅広い相談等を受け止める機関として、施設が都民・関係者から信頼される存在になることが、全ての土台となる。
- ◆ 施設のイメージを“捨てられた、あるいは虐待された不幸な動物を集めている施設”から、“動物を助け、動物が楽しく暮らすための施設”に転換できると良い。
- ◆ 様々な事情で動物の飼養を継続できない人が存在する。動物の遺棄や虐待につながる前に、次の飼養者につなげる仕組みがあっても良いという考え方がある一方で、このような問題の解決には、公衆衛生、動物福祉、人の安全を考慮して総合的に対応する必要がある。
- ◆ “動物を飼ったけど飽きてしまったから引き取って欲しい”という無責任なニーズに合わせるべきではない。理不尽な相談・要求に対してはハードルを上げる必要がある。
- ◆ 欧米の動物シェルターの一側面として、身近な施設であるがゆえに、飼えなくなったペットを安易な気持ちで動物シェルターに連れてくることがある。これは真似すべきではない。



VI. おわりに

- 本検討会では、動物愛護相談センターを動物との共生推進拠点として整備するに当たり、その施設像や機能等について、他自治体や海外の施設の事例を交えながら、具体的な考え方やアイデアなど、多くの意見をいただきました。
- 今後、動物との共生推進拠点の基本計画を策定するに当たっては、本検討会でいただいた意見も活用していきます。

VII. 参考資料

1. 都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会設置要綱

都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会設置要綱

制定 令和4年8月19日 4福保健健第 693号
一部改正 令和4年12月1日 4福保健健第1504号

第1 設置

都民にとって身近で親しみやすく、また、都民等との協働を進め、人と動物との共生を推進する拠点となる施設の施設像及び機能について検討するため、都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討事項

検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 都民にとって、身近で親しみやすい、魅力的な動物愛護施設の施設像及び機能
- (2) 都民等との協働を進め、人と動物との共生を推進する拠点となる動物愛護施設の施設像及び機能

第3 構成

- (1) 検討会は、7名以内で構成する。
- (2) 委員は、動物愛護関係者、学識経験者、その他の見識を有する者のうちから、福祉保健局健康危機管理担当局長（以下「担当局長」という。）が委嘱する。
- (3) 次の役職にある者については、委員として指定するものとする。
 - (ア) 公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員
 - (イ) 特定非営利活動法人アナイスの代表者

第4 任期

検討会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5 座長

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 座長は検討会の会務を総括する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6 招集

- (1) 検討会は、担当局長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7 公開

検討会の会議は非公開とし、議事の要旨を公開するものとする。

第8 庶務

検討会の庶務は福祉保健局健康安全部健康安全課及び環境保健衛生課において処理する。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は令和4年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年12月1日から施行する。

2. 検討会委員等

(1) 検討会委員

(50音順 敬称略 ○：座長)

氏名	所属等
佐々木 葉	早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 早稲田大学大学院 創造理工学研究科 建設工学専攻 教授
○田中 亜紀	日本獣医生命科学大学 獣医学部 獣医学科 野生動物学研究室 准教授
田中 政行	ペットレスキュー オンライン迷子猫捜しサポート責任者 元 株式会社ほぼ日 犬猫 SNS アプリ「ドコノコ」チームリーダー
友森 玲子	特定非営利活動法人 ランコントレ・ミグノン 代表理事
平井 潤子	特定非営利活動法人 アナイス 代表
町屋 奈	公益社団法人 日本動物福祉協会 獣医師調査員

(2) 検討会設置要綱第6 (2) の規定に基づく出席者 (第2回検討会)

(50音順 敬称略)

氏名	所属等
岩浪 真紀	東京都動物愛護推進員、東京都動物愛護管理審議会委員
川原 志津香	元東京都動物愛護推進員、CPDT-KSA (米国ドッグトレーナー資格取得)

3. 検討経過

	日 付	議 事
第 1 回	令和 4 年 8 月 3 0 日	<ul style="list-style-type: none">・ 東京都の動物愛護施策等・ 検討の視点と検討項目・ 動物福祉に配慮した飼養管理
第 2 回	令和 4 年 1 1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">・ 関係者との協働促進・ 都民に身近な施設になるための取組・ 新施設の整備と運営手法
第 3 回	令和 4 年 1 2 月 1 4 日	<ul style="list-style-type: none">・ 検討会報告書案

4. 動物愛護相談センター整備基本構想（概要）①

第一章 基本構想策定の趣旨

- センター三施設は老朽化が進行、センターが担うべき役割に照らし、業務を適切に実施するための環境の確保等の検討が必要
- 近年の状況等を踏まえ、課題を整理し、センターに求められる役割や必要な機能、施設等の整備のあり方を明らかにする

第二章 現在の動物愛護相談センターの取組等

ハルスプランの理念を実現するため、各種施策を展開

- (1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務
 - ・ 啓発行事、動物教室、適正飼養講習会、相談対応等
- (2) 動物の保護・収容と管理に係る業務
 - ・ 犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、飼養管理、譲渡等
- (3) 動物取扱業者等の監視指導に係る業務
 - ・ 事業者の登録・監視指導、特定動物の飼養許可等
- (4) 動物に関する危機管理に係る業務
 - ・ 災害対策、動物由来感染症対策等

第三章 近年の状況と施策推進上の課題

(動物愛護・適正飼養)

- ・ ペットを飼育している人の割合は全体の約3分の1
- ・ マナー欠如等による苦情・事故、動物虐待等の事件も発生

(動物の引取数・殺処分数)

- ・ 飼い主のいない猫対策等によりセンターの動物の引取数・致死処分数は大幅に減少したが、譲渡の取組の強化が必要

(動物取扱業者)

- ・ 都内の第一種動物取扱業者数は年々増加、10年前の約2倍
- ・ 不適切な事業者には重点的な対応が必要

(危機管理)

- ・ 震災等の経験から災害時対策の重要性が改めて指摘
- ・ 狂犬病の国内侵入の懸念、動物由来感染症対策は重要

第四章 これからのセンターに求められる役割等と整備の方向性

求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項

- 1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設
 - ≪重点1≫ 動物との共生のための普及啓発の推進
 - ≪重点2≫ 幅広い啓発のための人材育成・協働
- 2 新しい飼い主への架け橋となる施設
 - ≪重点3≫ 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理
 - ≪重点4≫ 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大
 - ≪重点5≫ 飼育困難となった場合の相談対応等の充実
- 3 事業者等の指導・監督の拠点施設
 - ≪重点6≫ 動物取扱業者の資質向上
 - ≪重点7≫ 法令遵守徹底のための監視指導
- 4 動物に関する危機管理対応の基幹施設
 - ≪重点8≫ 災害発生時における動物救護活動
 - ≪重点9≫ 動物由来感染症等による危害の防止

第五章 今後のセンターの整備方針

＜施設の整備方針＞

- ・ 特に老朽化が進み狭隘な本所は、早期に整備
- ・ 現地建替えでは十分な広さの確保が困難なため、移転改築
- ・ 利便性、都民や関係者が集いやすい環境、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導、必要な敷地面積、周辺環境等を十分に考慮
- ・ 他の二施設は、諸状況を考慮し、今後あり方を検討

4. 動物愛護相談センター整備基本構想（概要）②

第四章 これからのセンターに求められる役割等と整備の方向性
~求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項~ 抜粋

① 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設

- ・より親しい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設
- ・動物について都民が自発的に学ぶことができるよう、学習や情報収集ができる環境
- ・関係者が集い協働するための共通の場（プラットフォーム）とするための研修等を行える設備

② 新しい飼い主への架け橋となる施設

- ・動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する体制を充実させる
- ・譲渡の機会を拡大するため、飼養期間が長期化しても、健康状態を保持できるよう運動設備等の確保
- ・多数の動物を緊急的に収容することも想定した施設整備

③ 事業者等の指導・監督の拠点施設

- ・動物取扱責任者研修に加え、必要に応じて業態別の研修や個別指導を行えるよう研修等のための設備の充実
- ・事業者の評価に応じた監視やICTの活用

④ 動物に関する危機管理対応の基幹施設

- ・災害発生時の動物救援本部の設置、被災動物の一時収容、物品の備蓄等
- ・動物由来感染症に関する調査研究や情報収集

5. 東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）（概要）①

概要版

東京都の動物愛護管理施策の推進体制

関係者の役割

関係者がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力した取組を推進します。



計画の概要

前推進計画で示した四つの施策展開の方向に沿って取組を進めることを基本とし、今後、重点的に取り組むべき施策を整理しました。

- | | |
|--|---|
| 1 動物の適正飼養の啓発と徹底 (施策 1～7) | 3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進 (施策 11～14) |
| 2 動物の致死絶分の更なる減少を目指した取組の推進 (施策 8～10) | 4 動物由来感染症・災害時への対応強化 (施策 15～16) |

動物愛護相談センターは、施設の中核を担う施設として取組を推進するための必要な機能を整備

16の重点施策を着実に推進

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す
Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH : ハルス)

東京都動物愛護管理推進計画 ハルスプラン

Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH)
～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）とは？

動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、都の動物愛護管理施策の基本的な方針や取り組むべき施策を定めたもので、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針となるものです。

【計画の期間】令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間

計画の全文はホームページで閲覧できます。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/horeishiryou/keikaku.html>



【東京都動物愛護管理推進計画に関するお問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当

電話：03-5320-4412

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/index.html>



5. 東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）（概要）②

四つの施策展開の方向と16の重点施策

動物愛護管理をめぐるこれまでの取組内容や現在の課題等を踏まえ、四つの施策展開の方向に沿って16の重点施策を着実に推進し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

施策の方向1 動物の適正飼養の啓発と徹底

犬や猫などのペットの存在が「社会の一員」として地域の人々に受け入れられるためには、飼い主が責任をもって適正に飼養することが重要です。

このため、適正飼養等に係る普及啓発の充実や身近な地域での相談支援体制の整備、関係機関・関係団体等との連携体制整備等に取り組みます。

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化**
 - 飼い主への啓発の更なる充実
 - 適正飼養・終生飼養に係る情報発信
- 犬・猫の適正飼養の徹底**
 - 犬の適正飼養の徹底
 - 猫の飼養三原則の普及啓発
- 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備**
 - 飼い主等が身近な地域で相談支援を受けられる体制の整備
- 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携**
 - 多頭飼育問題等に対応するための連携体制の構築
- 動物の遺棄・虐待防止に関する対策**
 - 遺棄・虐待の防止に向けた取組
 - 遺棄・虐待疑いへの的確な対応
- 地域における適正飼養の推進のための人材育成**
 - 動物愛護相談センターにおける人材育成機能の強化
- 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援**
 - 教育現場における普及啓発の拡大
 - 学校における動物飼養への支援



動物愛護のチカラ～アクション（ズを動かすってステキですか？）



「遺棄・虐待防止」ポスター

施策の方向2 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進

動物の引取・収容数を減らし、新たな飼い主への譲渡を促進するため、飼い主のいない猫対策の推進やボランティア団体等との連携強化、インターネット等を活用した譲渡の認知度向上等に取り組み、動物の致死処分数の更なる減少を目指します。

- 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及**
 - 区市町村における取組への支援、効果の高い取組の普及
- 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理**
 - 動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理の推進、専門能力の向上
- 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり**
 - 譲渡活動の連携、広島の拡大
 - より譲渡を受けやすい環境の整備
 - 譲渡拡大に向けた取組の推進



東京都動物福祉センター
ワンコンシェルジュ

施策の方向3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

動物取扱業者等に対し、新たな規制に係る周知・指導の充実、自主管理に取り組む事業者の育成・支援、特定動物に係る適正飼養の指導・啓発等を実施し、法改正により強化された規制の遵守、動物の適正な飼養管理の徹底を図ります。

- 動物取扱業への監視強化**
 - 東京の特性を踏まえた効率的な監視指導
 - 動物取扱業に係る規制の周知と遵守の徹底
- 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進**
 - 業態の多様化に応じた監視指導
 - 自主管理に取り組む事業者の育成・支援
- 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底**
 - 飼い主等の義務や法規制について、監視指導等を通じて周知徹底
- 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応**
 - 畜産業者等への指導
 - 実験動物施設への普及啓発



動物取扱業担当者研修の様子

施策の方向4 動物由来感染症・災害時への対応強化

動物由来感染症に的確に対応するため、狂犬病発生を想定した訓練や動物由来感染症の実態把握、普及啓発等を実施するとともに、関係機関との協働関係強化により、各取組を充実させます。

災害対策では、飼い主の平常時から備えについて働きかけを進めるとともに、動物愛護推進員等の対応方向上研修や区市町村における避難所運営への支援、関係機関と連携した対応体制の強化等に取り組みます。

- 動物由来感染症への対応強化**
 - 動物由来感染症発生時に備えた体制強化
 - 身近な健康危機感への適切な対応
- 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化**
 - 事業者やボランティア等と連携した災害への備え
 - 避難所設置主体となる区市町村の対策強化
 - 動物愛護相談センター等における災害時の対応体制強化

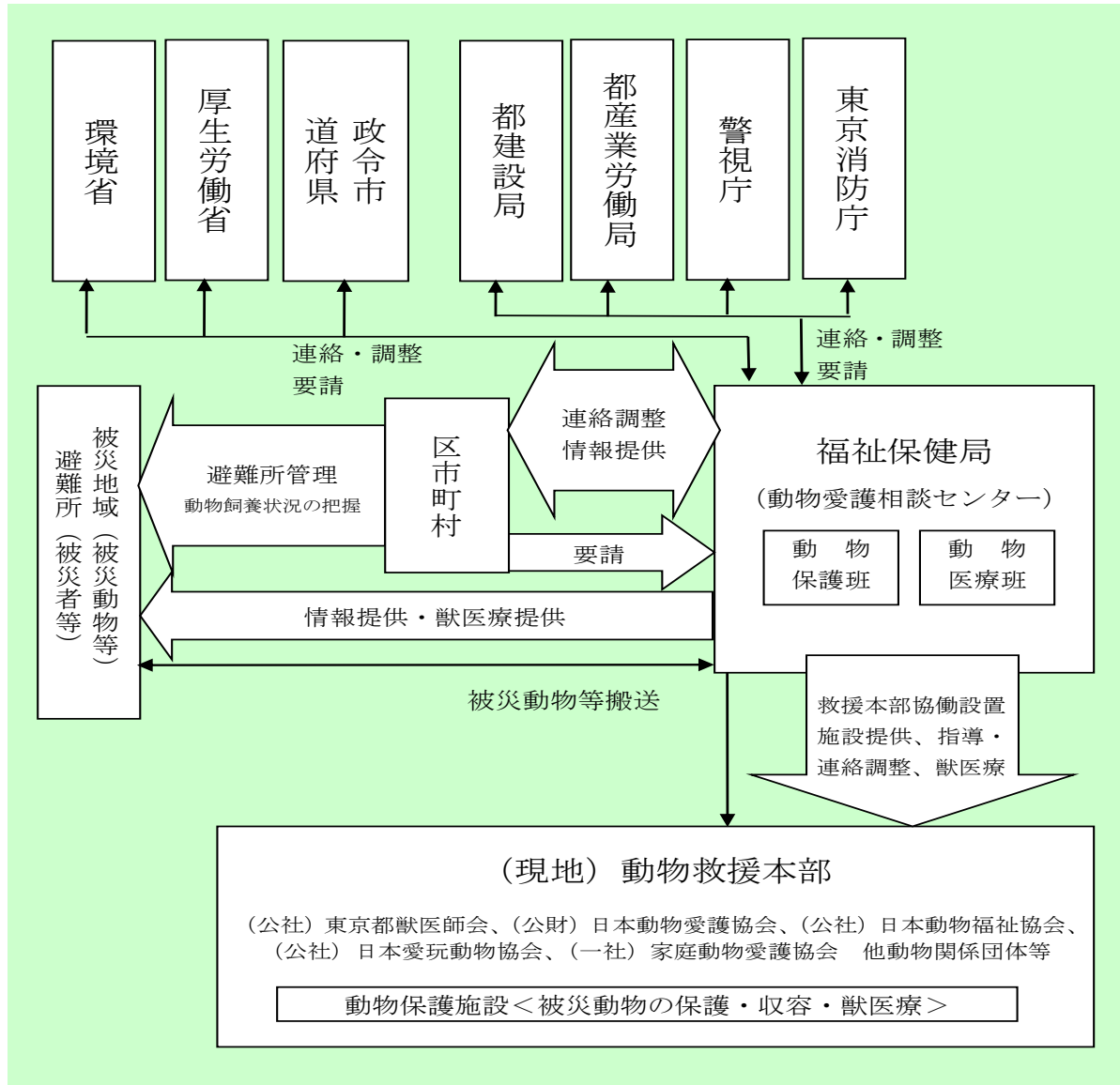


総合的訓練における普及啓発

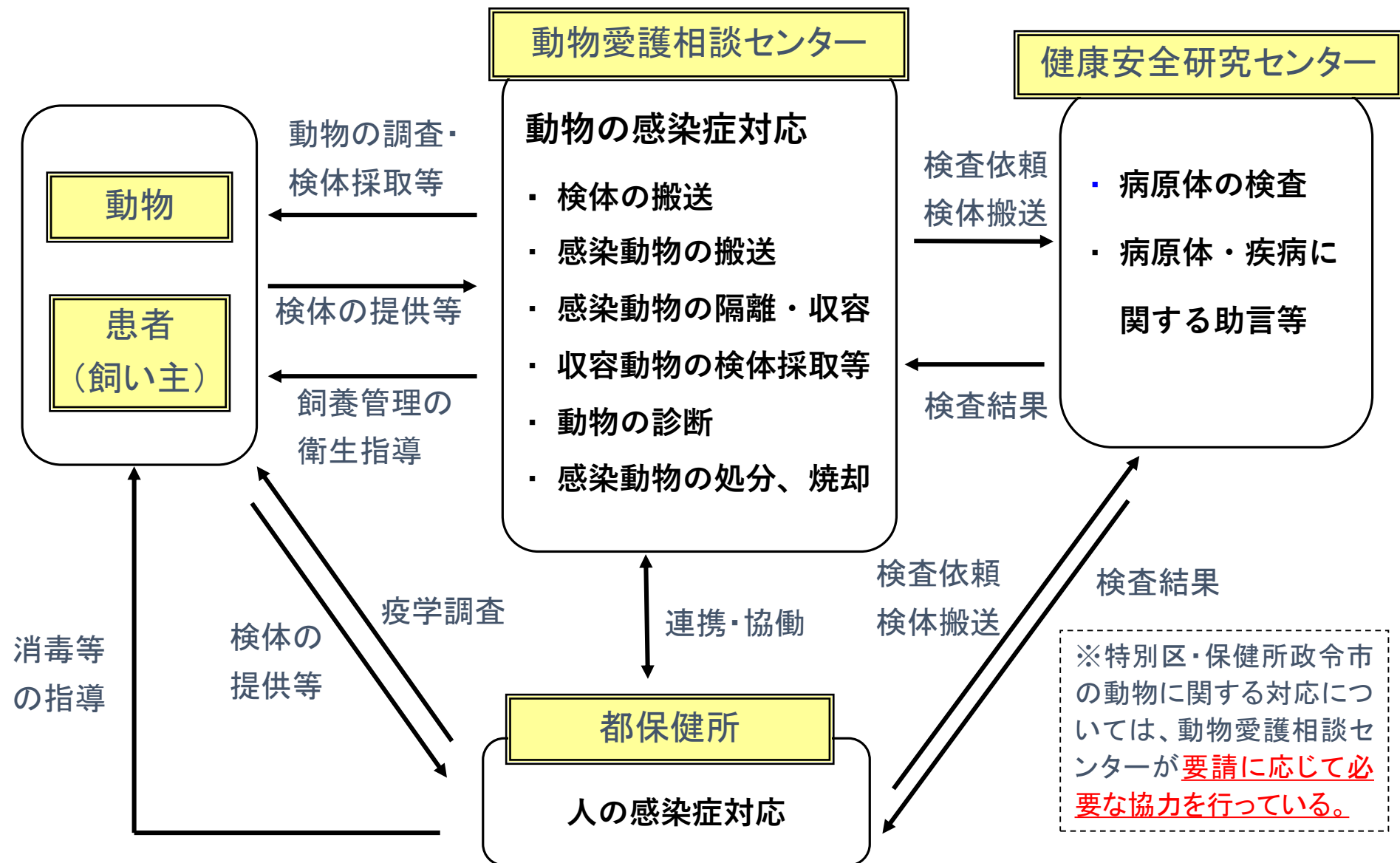
動物愛護相談センターの機能強化等

施策の中核を担う施設として、取組を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、業務の効率性等についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすく身近な施設としていきます。

6. 災害時における動物保護体制



7. 動物由来感染症発生時の対応



8. 動物愛護相談センター庁舎の現況

名 称	本 所	城南島出張所	多摩支所
所在地	世田谷区八幡山 2-9-11 京王新宿線「八幡山」駅、 徒歩 25 分	大田区城南島 3-2-1 JR 大森駅、バス 40 分	日野市石田 1-192-33 多摩都市モノレール 万願寺駅、 徒歩 20 分
竣工年月日	事務棟：平成 2 年 6 月 業務棟：昭和 49 年 9 月	事務棟・業務棟： 昭和 58 年 3 月	事務棟・業務棟： 昭和 59 年 3 月
用途地域	第二種住居地域 (敷地一部が第一種低層住居専 用地域)	工業専用地域	準工業地域
敷地面積	1, 024. 92 m ² (うち第一種低層住居専用地域 0. 54 m ²)	4, 000. 07 m ²	2, 810. 91 m ²
建築面積 (駐車場・ふ れあい広場を 除く)	427 m ²	1, 175 m ²	865 m ²
建物延床面積	829 m ²	1, 765 m ²	865 m ²
外 観			

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料①

犬猫の飼育状況（都内）

○都内の犬の頭数

1 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数

	平成18年度	平成23年度	平成29年度	令和2年度
総数	43万頭	51万頭	52万頭	51万頭
全国	664万頭	685万頭	633万頭	609万頭

出典：衛生行政報告例（厚生労働省）

2 飼育実態調査による犬の飼育頭数（推計）

	平成18年度	平成23年度	平成29年度
総数	45万頭	54万頭	55万頭

※アンケート結果をもとに、狂犬病予防法に基づく犬の登録率を算出し、都内における犬の登録数から飼育頭数を推計

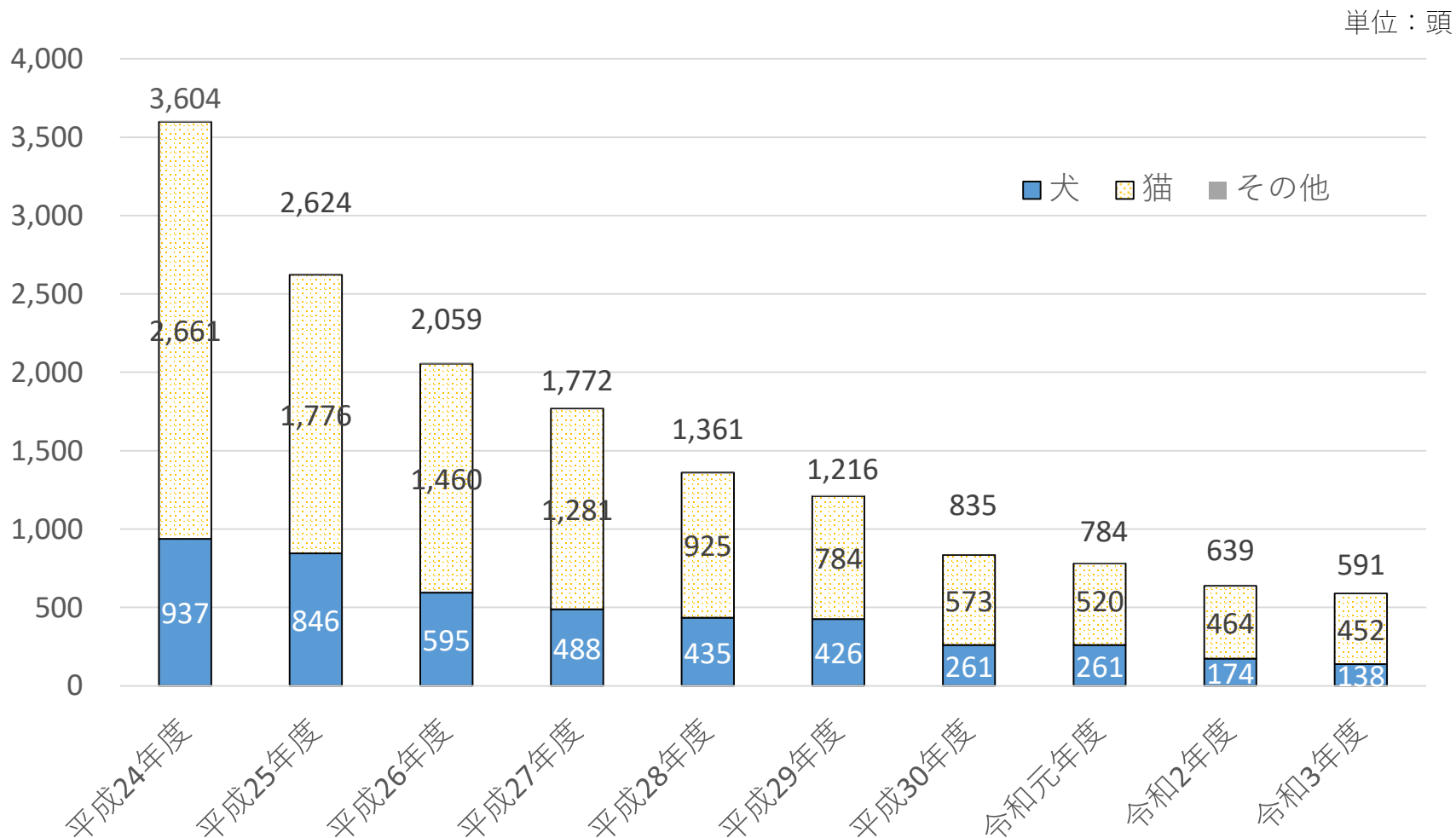
○都内の猫の頭数（推計）

	平成18年度	平成23年度	平成29年度
総数	98万頭	111万頭	117万頭
飼育猫	83万頭	105万頭	107万頭
飼い主のいない猫	15万頭	6万頭	10万頭

※アンケートに基づく飼育猫の頭数及び現地調査に基づく屋外猫の頭数から推計
出典：東京都における犬及び猫の飼育実態調査概要

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料②

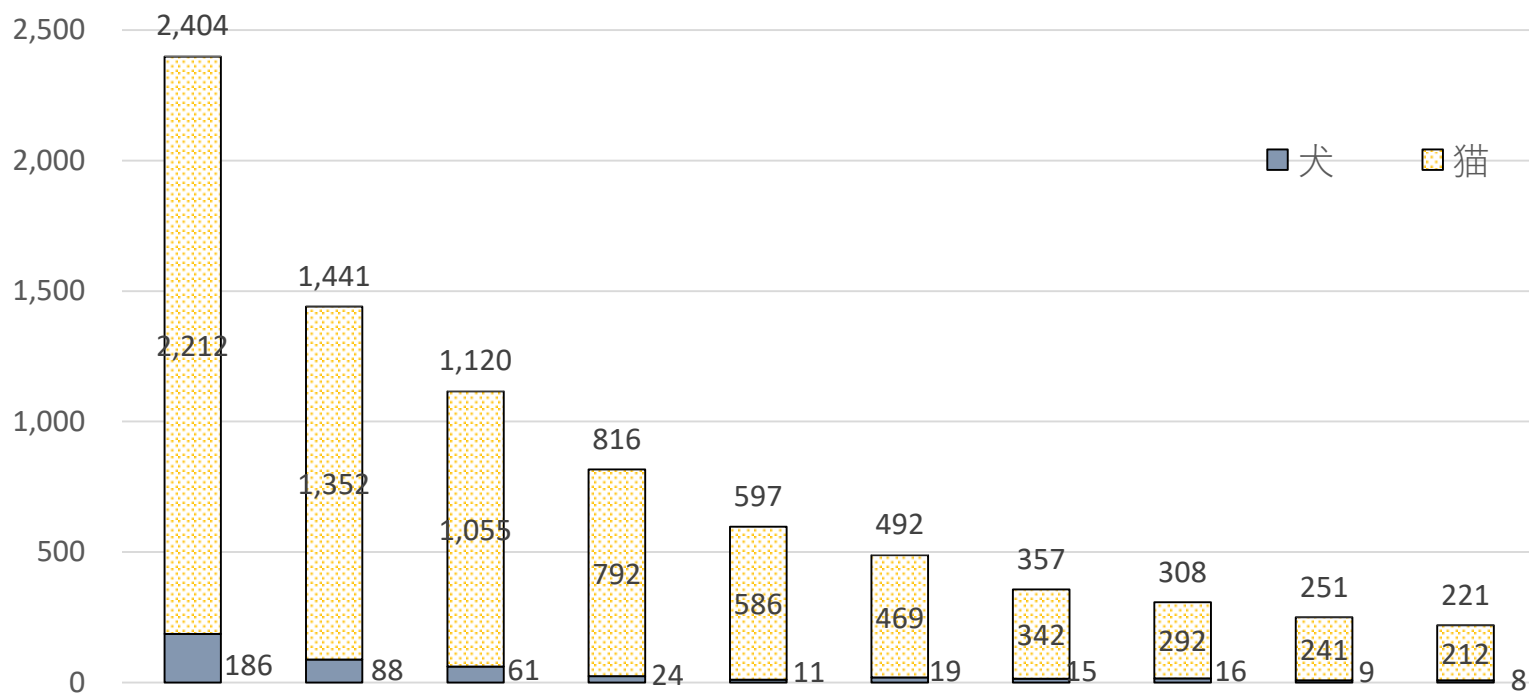
東京都における動物の総取扱数と内訳の推移



9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料③

東京都における致死処分の状況

(単位：頭)



	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
犬	186	88	61	24	11	19	15	16	9	8
猫	2,212	1,352	1,055	792	586	469	342	292	241	212
その他	6	1	4	0	0	4	0	0	1	1
計	2,404	1,441	1,120	816	597	492	357	308	251	221

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料④

致死処分数の内訳

単位：頭

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 動物福祉等 ^{*1} の 観点から行ったもの	犬	5	5	12	5	5
	猫	230	141	126	84	97
	その他 ^{*2}	1	0	0	0	0
	小計	236	146	138	89	102
② 引取り・収容後 死亡したもの	犬	14	10	4	4	3
	猫	223	201	166	157	115
	その他 ^{*2}	3	0	0	1	1
	小計	240	211	170	162	119
③ ①②以外の致死 処分	犬	0	0	0	0	0
	猫	16	0	0	0	0
	その他 ^{*2}	0	0	0	0	0
	小計	16	0	0	0	0
合計		492	357	308	251	221

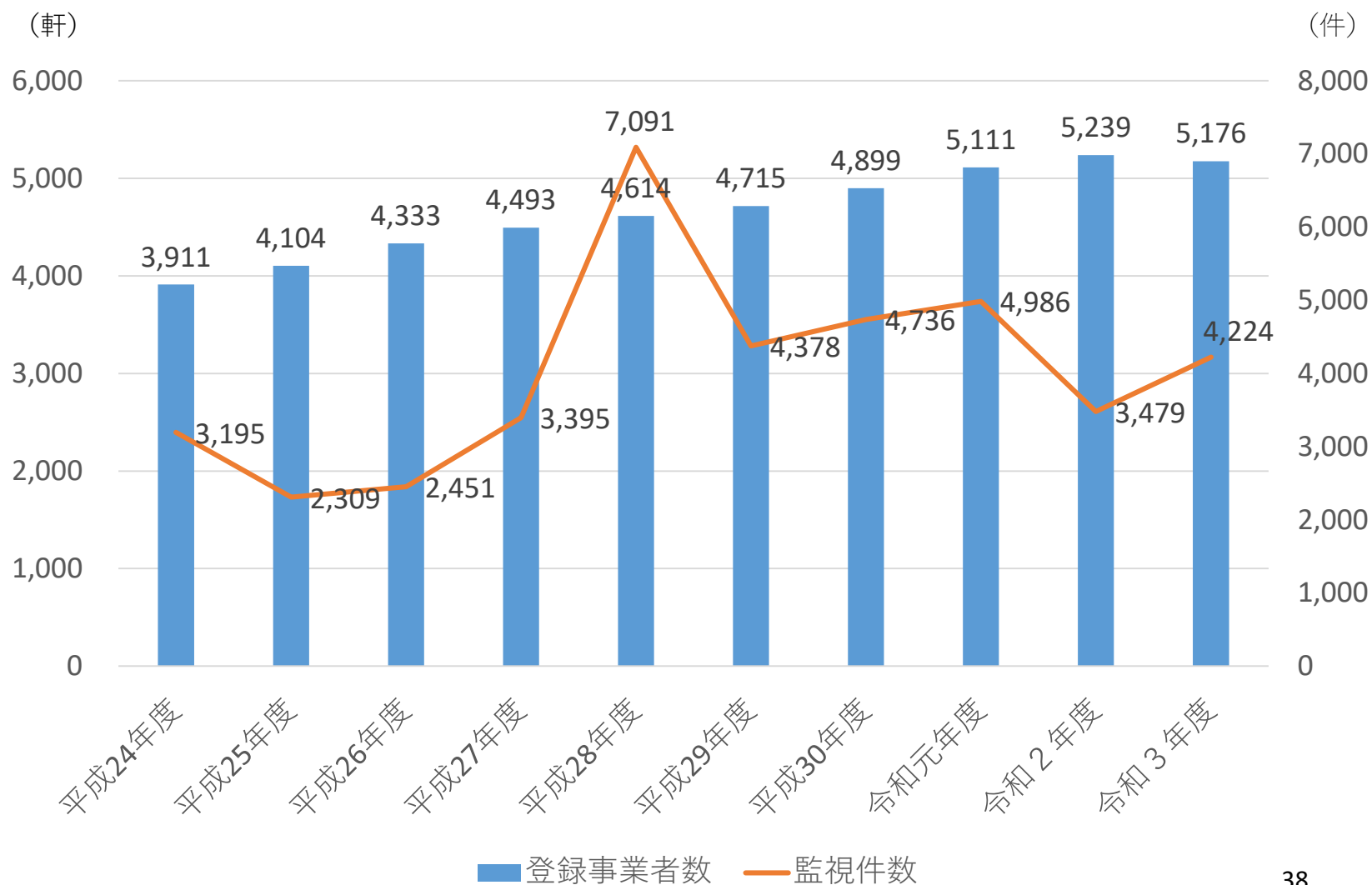
*1 動物福祉等：苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難

*2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる

※ 東京都では、犬においては平成28年度に、猫については平成30年度に殺処分ゼロを達成しており、その後令和3年度まで継続しています。

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料⑤

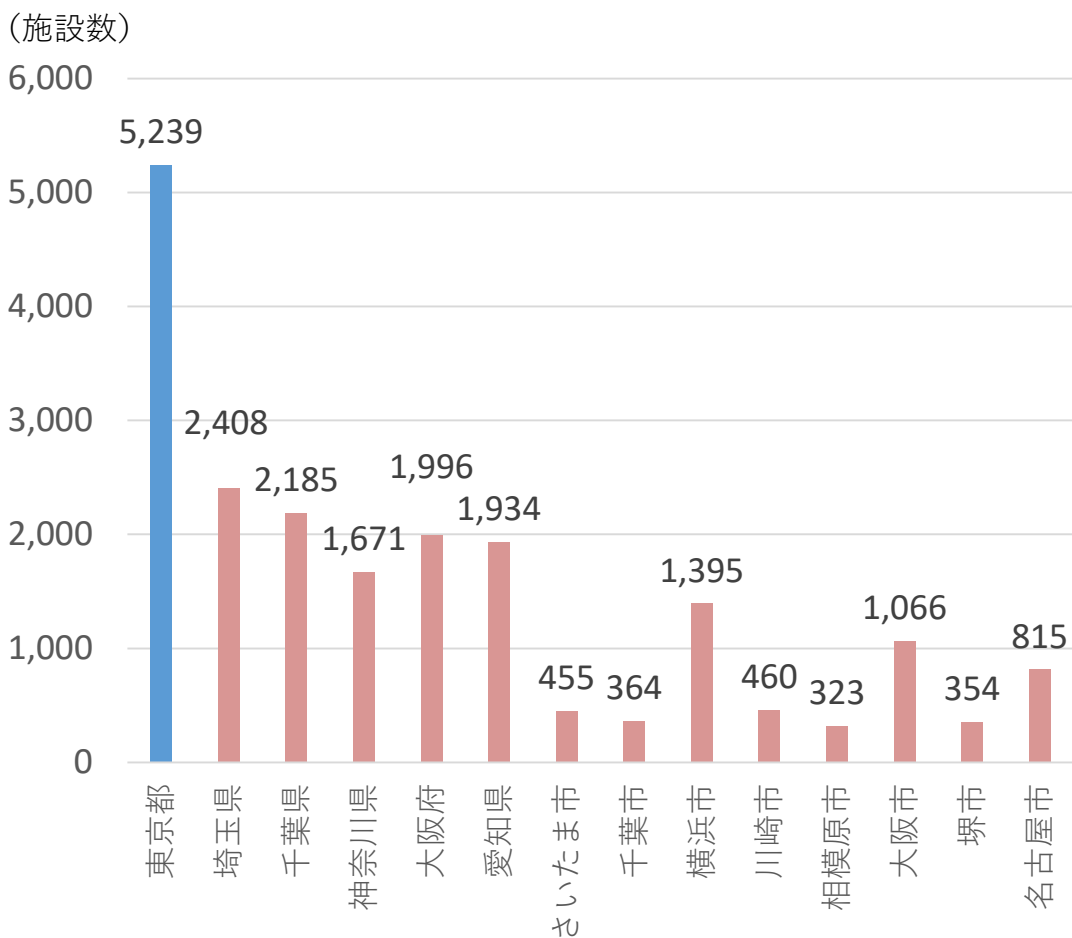
都内における第一種動物取扱業者数（施設数） 監視件数の推移



9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料⑥

都及び近隣県等における第一種動物取扱業の施設数の比較（令和2年度）

自治体		施設数
都道府県	東京都	5,239
	埼玉県	2,408
	千葉県	2,185
	神奈川県	1,671
	大阪府	1,996
	愛知県	1,934
指定都市	さいたま市	455
	千葉市	364
	横浜市	1,395
	川崎市	460
	相模原市	323
	大阪市	1,066
	堺市	354
	名古屋市	815



※都府県の施設数には、各都府県内の指定都市管内の施設数は含まない。
 出典：動物愛護管理行政事務提要（環境省）

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料⑦

第一種動物取扱業者の種別登録数の推移

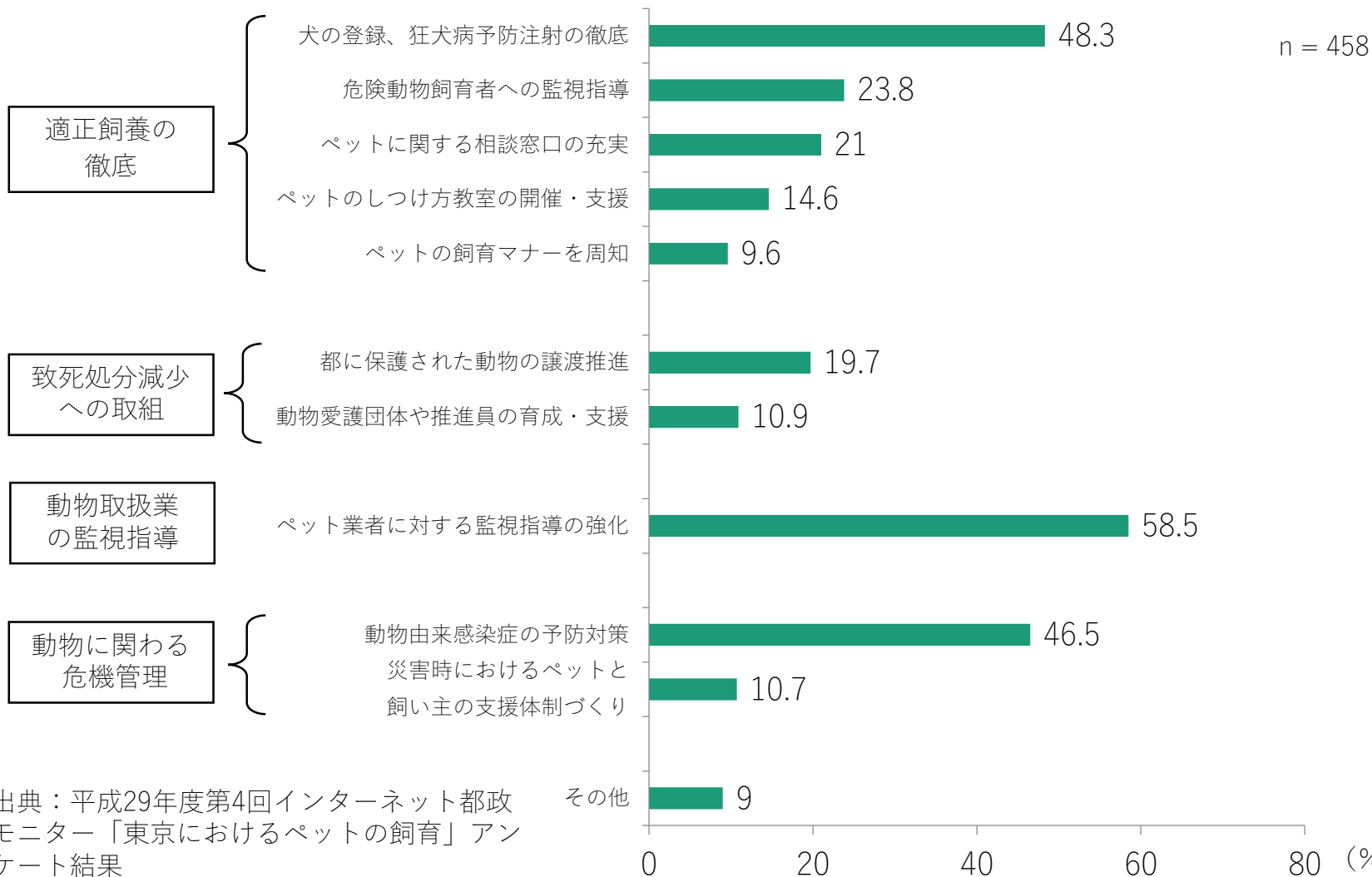
(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
販売業	1,652	1,648	1,669	1,708	1,733	1,694
保管業	3,397	3,513	3,677	3,840	3,949	3,954
貸出業	183	188	208	207	208	204
訓練業	734	744	780	806	856	837
展示業	307	329	359	387	385	360
競りあっせん業	3	3	4	3	3	3
譲受飼養業	15	17	17	19	22	24

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料⑧

動物愛護施策に関する都政への要望

都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート 都の施策への要望（3項目まで選択）



出典：平成29年度第4回インターネット都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート結果